

EUにおける地域的不均衡再考： 単位労働コスト分析の誤診

尹 春 志

I はじめに

ドイツ・ブンデスバンク（以下、ブンデスバンク）は、2010年7月の *Monthly Report* で、ソヴリン危機以降焦点化したユーロ圏内の地域的不均衡（regional imbalance）について自らの見解を示し、その冒頭で次のように述べている。

「……需要の著しい増大、相対的に急激な物価上昇、価格競争力の深刻な浸食が組み合わり、ユーロ圏の地理的な周辺に位置する多くの国は、持続的に巨額の経常収支赤字を計上してきた。金融・経済危機は、国内における持続不可能な展開が、こうしたユーロ圏の持続的な対外不均衡の背後に潜んでいることを明らかにした。緊密に統合されたユーロ圏の金融市場への波及効果を所与とすれば、この種のマクロ経済不均衡は、当該国の経済・財政政策の脆弱性を高めるだけでなく、他の加盟国を、そして結果的に単一通貨そのものを危険にさらしている」（Deutsche Bundesbank 2010：17）。

ここに示された危機に対する基本的理解は、その真因が、ユーロ圏「周辺」国に巨額の債務を累積させた対外不均衡そのものではなく、それをもたらした対内的なマクロ経済不均衡にある、というものである。この認識は欧州委員会をはじめ広く共有され、それに基づいて、いまや危機に直面した「周辺」国の構造改革が規定路線として進められている（European Commission 2009/2010a）。

ラテンアメリカ債務危機にせよ、アジア金融危機にせよ、過去幾度となく繰り返された「周辺」部（あるいは新興国）の対外債務危機でつねに問われてきたのは、借手（赤字）国の一方的な責任であり、その結果、過酷な構造改革が危機に陥った当該国にのみ課されてきた。EUも、この轍を踏もうとしている。

しかしながら、これまでの経済金融統合の過程で高度な相互依存関係を築いてきたEUのような経済圏において、「対内不均衡→対外不均衡」と一方的な因果関係から事態を説明することは、果たして妥当なのだろうか。

対外債務危機は、いかなるものであれ、国際的な資金循環のなかで醸成されるものである。そのかぎりにおいて、問われるべきは、借手（赤字）国のみならず、貸手（黒字）国側の責任である。過剰な債務（赤字）が累積したのならば、それは同時に過剰な貸付（黒字）が実行され続けたことの裏返しである。奇しくも危機勃発当初、「中心」・「周辺」の呼称が与えられたように、EUを1つの地域的な経済システムととらえるならば、「周辺」部の諸問題は、その多くが「中心」による包摂の結果であり、単に「周辺」のみに帰着するものではない¹。

本稿は、こうした立場から、もはや自明として掘り下げて議論されることのない債務危機の直撃を受けたGIIPS（ギリシア、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スペイン）、とりわけ南欧諸国とドイツの不均衡問題に再び焦点を当てる。その際、着目するのが、対外不均衡の解消を国内構造改革、なかでも

1 中心・周辺概念は、主として先進国と発展途上国について適用され、前者による後者の包摂が生み出す従属性をはらんだ相互関係を表象するものである。したがってEU第3・第4の経済大国であるイタリアやスペイン、さらにはアイルランドのような国を「周辺」と規定することは奇異に感じられるかもしれない。そのため欧州委員会やドイツ・ブンデスバンクは、「地理的な」と但し書きを付している。その一方で、単に「周辺」という呼称のみが跋扈し、「周辺」＝「遅れた地域」との先入見を植え付けたことも否定できない。そのことは翻って、欧州基本権憲章に明記され、リスボン条約によってEUレベルで法的拘束力を付与された諸権利を行使している、これら諸国の市民に対してまでも悪感情を「中心」に位置する国の市民に抱かせた一因となった。それは、PIIGSという「豚」を連想させる表現が当初用いられたことにも現れている。現在では、問題がフランス等に波及するに及び、「北部欧州」と「南部欧州」との表現に代わっているが、本稿では、問題を忘却させないために、PIIGSから転じたGIIPSの呼称を用いる。また本稿で、「周辺」というとき、それはあくまで「中心」との関係性を問う相対的概念としてであり、GIIPSを発展途上国と同一視しているわけではない。

労働市場改革と結びつける、ブンデスバンクや欧州委員会をはじめ多くの論者が依拠する論理と論拠である。それは、危機後の景気後退によって失業・雇用問題が深刻さを増すなか、労働市場改革が緊縮政策とともに最重要のイシューになっていることに加えて、改革の必要を正当化する議論そのものが、それを課される側と課す側の双方に不安と不信、そして反目を生み出す一因となっていると考えるからである。

労働や雇用の領域は、大多数の市民にとって生存権にかかわり、社会経済システムの基底をなしている。それゆえに、その改革に当たっては、丹念な検討と慎重さが求められる。ところが、EUで進められる改革の方向性を規定する議論は、単純化された市場の論理をかなり恣意的に選択された統計データで根拠づけているにすぎない。そうした分析結果が、EU内部に不必要な対立を生み出す遠因となっている。それは、翻って、域内不均衡解消のために本来、問われなければならない構造的な問題を曖昧なまま放置する状況をもたらしている。

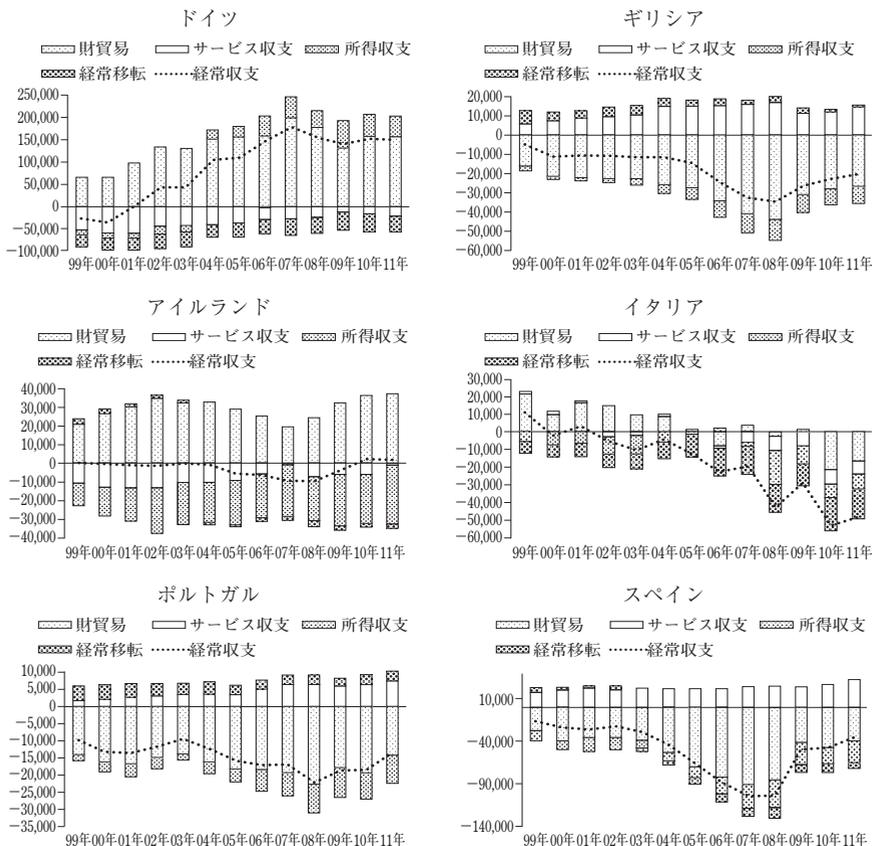
こうした問題意識から以下では、まず次節において、危機にいたるまでの地域的不均衡の実体について素描した後、それがいかにして労働市場改革と結びつけられるのかについて、ブンデスバンクと欧州委員会の議論を概観する。続く第3節では、GIIPS、とりわけ南欧諸国の労働市場問題に対して、いまや人口に膾炙する単位労働コスト（unit labor cost: ULC）をEurostatの算出方式にまで掘り下げて検討することで、労働市場改革論の根拠そのものを問う。そして、第4節でULC分析では、むしろ覆い隠されてしまう南欧諸国の構造的な問題について指摘し、今後、検討すべき課題と方向性を示して本稿を終えることにする。

II 地域的不均衡から労働市場改革論への旋回

1. ドイツを中心にした経常収支不均衡と地域的資金循環

周知の通り、東西統一の余波のなか、1991年以後、赤字を計上し続け、「欧州の病人」と揶揄されたドイツの経常収支は、ユーロ発足後わずか2年で黒字

図1 ドイツとGIIPSの経常収支構造の変化（単位：100万ユーロ）

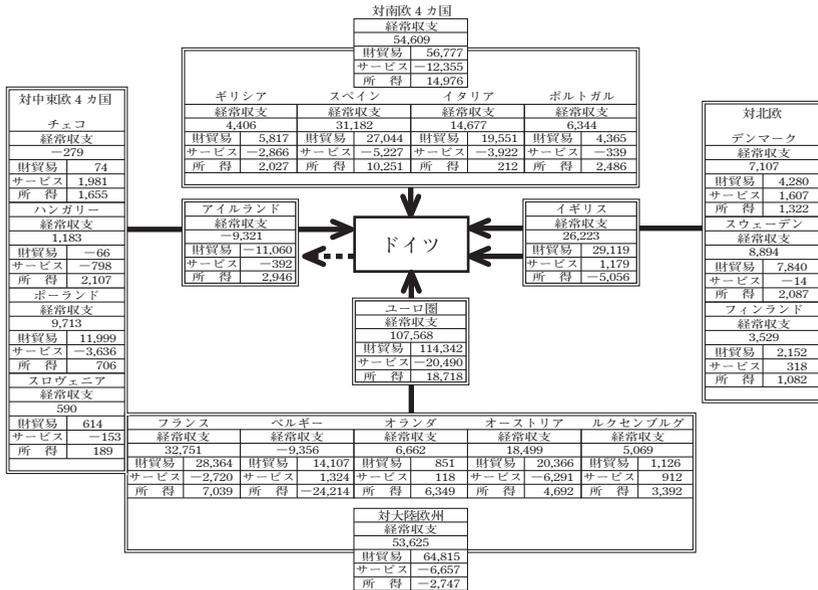


出所：Eurostat database より作成。

に轉換し、その規模は2007年には1800億ユーロを超えるにいった²。これと対照的なのが、GIIPSである。ユーロ発足当初から経常収支赤字を計上していたギリシア、ポルトガル、スペインは、世界金融危機が勃発する2008年まで赤字幅を拡大しつづけ、他方、収支がほぼ均衡もしくは黒字であったアイルランドやイタリアも赤字に転落し、その後、その額を増大させ続けていった（図1）。

2 ドイツの国際収支にかんして、ブンデスバンクは、*Balance of Payment Statistics* を公刊しているが、歴史的データが各号で異なっている。本稿では、Eurostat に集計されている同国の国際収支に最も近い同行のホームページ上のデータベースに依拠している。

図2 ドイツを中心にした経常収支不均衡の構図（2007年，単位：100万ユーロ）



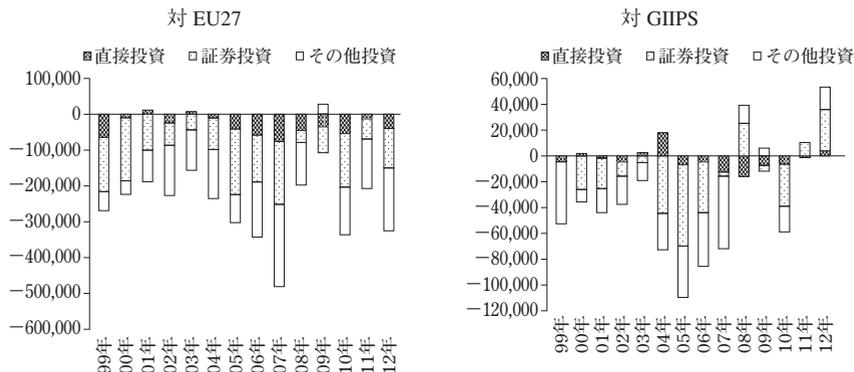
出所：Deutsche Bundesbank databasee より作成。

まず踏まえるべきは、EUが高度に統合された経済圏である以上、この不均衡も大部分、域内取引によって生じているという点である。

実際、データが入手可能な域内諸国に対する2007年の経常収支構造を示した図2から明らかなように、チェコ、アイルランド、ベルギーを除くすべての諸国に対してドイツは黒字を計上し、ユーロ圏に対する黒字だけで1000億ユーロを超えている。その意味で、統一通貨ユーロと市場統合の最大の受益者は、ドイツにはかならない。一方、南欧諸国の経常収支赤字も対ドイツ収支に大きな影響を受けている。ドイツのこれら4カ国に対する黒字額は、2000年の135億ユーロから2007年の546億ユーロへと約4倍に増大した。同時期の南欧諸国の対世界・経常収支赤字は511億ユーロから1749億ユーロに拡大しているが、その変化の約33%がドイツ1カ国との収支の悪化によって説明できるのである（Eurostatのデータによる）。

この地域的不均衡に対するブンデスバンクや欧州委員会の基本的な理解は、

図3 ドイツのネットの対外投資フローの推移（国際収支ベース、100万ユーロ）



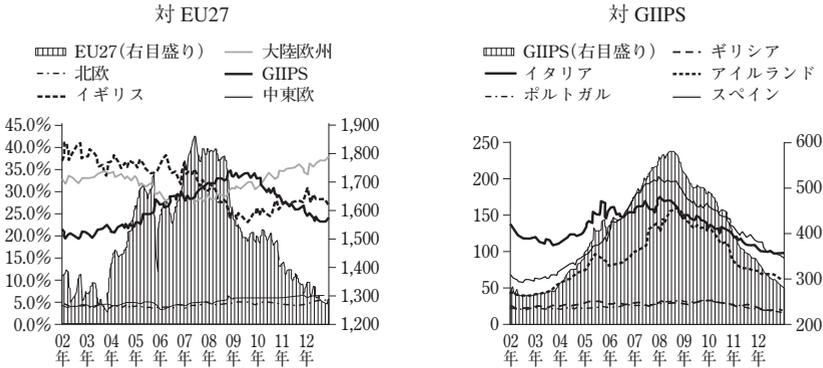
出所：Deutsche Bundesbank database より作成。

標準的なマクロバランスに依拠したものである。つまりマクロ経済的には、経常収支赤字国は、国内で貯蓄以上に投資が行われる過剰投資状態（あるいは過小貯蓄状態）にある。特に住宅投資の急激な増大と住宅価格の上昇によってバブル経済化したスペインのような国では、強力な国内需要が生み出され、それが翻って輸入を増大させ貿易収支を悪化させていった、と考えられている（European Commission 2009/2010b, Deutsche Bundesbank 2010：21）。

もちろんこれ自体は、間違いではない。図1と図2からも、南欧諸国の経常収支赤字の最大の項目は財貿易収支赤字であり、財貿易収支が黒字のアイルランドも経常収支の赤字化と財貿易収支の縮小は歩を同じくしていることがわかる。だが、特定の国が過剰投資の状態にあれば、それをファイナンスする資金を提供する過剰貯蓄国が存在しなければならない。当然のことながらその役割を担ったのも、域内最大の経常収支黒字国ドイツである。

ドイツのEU27向けネットの対外投資フローは、1999年から2003年まで緩やかに減少した後、急激な増大を見せ、2007年には5000億ユーロに達している。対GIIPS資本フローもほぼ連動した動きを見せ、ピーク時には対EU27向け投資の20%を占めている（図3）。加えて、この時期、金融統合の進展とともに、ドイツ系銀行は域内に張り巡らしたネットワークを通じて、域内各国への与信を激増させている。とりわけ2002年にドイツ系銀行の域内与信残高の20%を占

図4 ドイツ系銀行の対EU27与信残高の推移（国籍別・連結ベース、10億ユーロ）



出所：Deutsche Bundesbank database より作成。

めた対 GIIPS 向け融資は、2008年には30%を超え、最大の融資先であったイギリスや大陸欧州諸国を上回っている（図4）。BIS 統計によれば、スペインやアイルランドといった住宅バブルに陥った諸国では、2008年第1四半期の国際与信残高でみて、ドイツ系銀行による融資がそれぞれ全体の27%と23%を占め、第2の貸手であるフランス系銀行の15%と10%を大きく引き離している（BIS, Consolidated Banking Statistics database）。そして、2008年の世界金融危機の勃発とともに、こうした融資は一斉に回収され、バブルの崩壊と急激な信用収縮が引き起こされたのである。

このようにみると、GIIPSの経常収支赤字の拡大とそれに続く危機は、大部分、ドイツを中心とした域内資金循環に組み込まれたことの帰結である、といえるだろう。これは、1997・98年のアジア金融危機に際して国際金融論の分野で盛んに論じられた、いわゆる「資本収支危機」と類似の状況が、EU域内で再現されたことを意味している³。そこでは、巨額の資本流入が国内的なマクロ経済不均衡（過剰投資や資産バブル経済化）を増幅させ、その資本フローが反転することによって銀行危機と経済危機が相互補強しながら危機が深化していった。その際、経常収支の変化は、資本フローの原因ではなく、むしろ結果であるとみなされたのであった。

2. 地域的不均衡分析から労働市場改革論へ

そもそもEUのような加盟国の対外開放度が極めて高く、市場統合・金融統合が進んだ経済圏において、国内不均衡を対外的な関係から切り離し、各国が独自に国内的な不均衡を累積させていくとするには無理がある。

そのため欧州委員会も、「いくつかの加盟国では、資本流入が、家計部門の債務の増大を促進し、それが住宅バブルの形成に貢献した」として、資本フローが国内的な不均衡、つまり過剰投資とバブル経済へと導いたと結論づけている（European Commission 2009：35）。ブンデスバンクはより直截に、「究極のところ、周辺諸国の現行の問題を引き起こしたのは経常収支赤字自体ではなく、海外から提供される資本の経済的に非効率的な使用にあったとするのが、理に適っている」（Deutsche Bundesbank 2010：23）と断言しているのである。

こうした認識にもかかわらず、対外不均衡の調整問題に話が及ぶと、焦点は域内の競争力格差とそれを是正するための労働市場改革に当てられることになる。

まず、ブンデスバンクによれば、GIIPSの過剰投資をファイナンスした資本流入は、結局のところ、ドイツとの物価格差に起因する。つまり、統一通貨ユーロの導入により為替変動リスクが消滅し、本来なら相対的にリスクが高いはずの「周辺」部の債券利回りがベンチマークとしてのドイツ国債利回りへの収斂する傾向を強めたために、物価水準の違いによって、両者のあいだに実質利率に大きな格差が生じた結果だとみなされている（Deutsche Bundesbank 2010：

3 資本収支危機については、吉富（2003）で定式されている。ドイツの所得収支は、2003年に157億ユーロの赤字であったものが、2004年に黒字転換し、2006年には400億ユーロを突破している。この時期の財貿易収支黒字の増大幅が291億ユーロであるのに対して、所得収支の改善幅は600億ユーロと、経常収支への貢献度は2倍にもなる。2007年にドイツは、対EU27で193億ユーロの所得収支黒字を計上したが、約150億ユーロが南欧諸国に対する黒字であった。ここで南欧各国の所得収支の対世界収支と対ドイツ収支を比較すれば、南欧4カ国（2007年）476：150、ギリシア（2007年）93：20、イタリア（2008年）194：87、ポルトガル（2007年）70：25、スペイン（2007年）300：103となり、所得収支赤字に対するドイツの貢献度は、20～45%に相当する（単位は億ユーロ）。また2007年のドイツの所得収支黒字429億ユーロのうち、直接投資からの所得は210億ユーロ、その他投資からの所得が280億ユーロに上り、対EU27でも226億ユーロのうち175億ユーロがその他投資からの収益である。このことは銀行融資の拡張と機を一にしている（Eurostatならびに Deutsche Bundesbank database）

23-24)。こうして問題の焦点が物価水準に移ると、域内不均衡の原因分析は、次のような飛躍を遂げていく⁴。

「こうした需要サイドの要因によってすでに明らかになっていた経常収支バランスの分岐は、おそらく競争力チャンネルを通じてさらに強化された。主に単位労働コストの急激な上昇に牽引された周辺国の相対的に高いインフレ率は、実質タームでみた輸出を減速させつつ、国内市場では国内サプライヤーのポジションを弱体化させ輸入を爆発的に増大させた…対照的に、ドイツの価格競争力は、1999年から2008年に合計12%も着実に上昇した。ドイツ経済の競争力の改善は、とりわけ労働市場の広範囲にわたる改革によって促進されてきた賃金緩和（wage moderation）の成果である」（Deutsche Bundesbank 2010：24；強調は筆者）。

つまりブンデスバンクは、「物価上昇 → 実質輸出減少と輸入の増大」と「物価上昇 → 実質利子率格差 → 非生産的用途への資本流入」の2つの論理から経常収支赤字の拡大を説明する。そして両者の起点となる物価上昇の主たる原因は、単位労働コスト（ULC）の上昇にあると断定し、それを労働市場改革によって賃金緩和を実行してきたドイツと対比することで、不均衡是正のためにはGIIPSにおける改革が必要だとの結論を導くのである。

一方、欧州委員会の分析は、若干複雑である。そこでは、経常収支黒字国の輸出成長は、主にグローバルな対外需要要因によるものであり、価格競争力が輸出に与えた影響は限定的であると指摘される（European Commission 2010b）。他方で、経常収支赤字国については、輸出パフォーマンスは経常収支と緩やかな相関しかなく、輸出価格競争力、対外需要、石油エクスポージャーの違いといった対外的要因はあくまでも副次的なものであり、経常収支赤字の40～50%は国内需要の変化で説明できるとする（European Commission 2009）。

にもかかわらず、ここでも不均衡の調整という点では、価格競争力と労働市

4 IMFのエコノミストですら、この見解を伝統的な分析として批判的に検討している。Chen, Milesi-Ferretti and Tresselt (2012) を参照。

場改革が必要との見解が開陳されるのである。

「こうした対外的不均衡に対する調整は、生産コストの削減と輸出部門の価格低下を必要とするだけでなく、当該経済の国内部分の変化を含意するものとなるだろう…それゆえに、調整の速度と経済的コストは、価格と賃金の伸縮性と当該諸国の部門間で資源を再配分する容易さの程度に依存する」
(European Commission 2009: 18; 強調は筆者)。

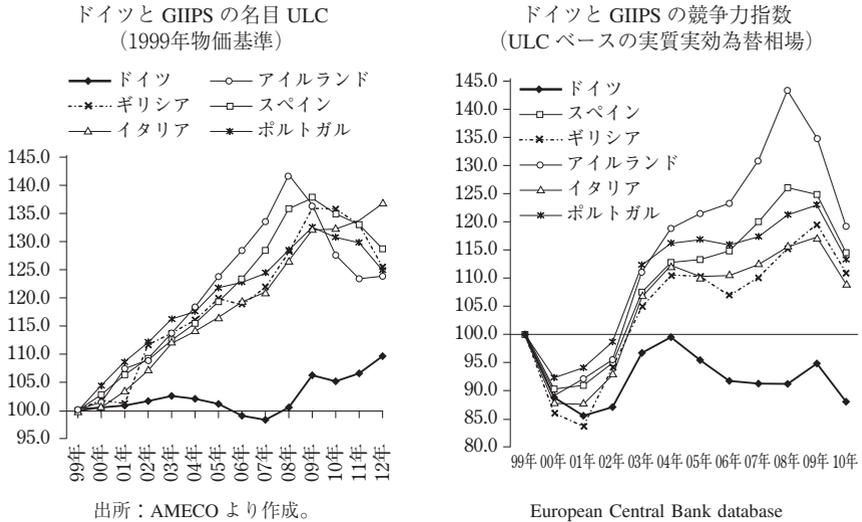
欧州委員会にとって、競争力は単に輸出（貿易財）部門（対外的為替相場）だけの問題ではない。GIIPS では、非貿易財部門の労働生産性が低いにもかかわらず、賃金水準は生産性の高い貿易財部門に引き寄せられるために、非貿易財の貿易財に対する相対価格（対内的為替相場）が上昇した。その結果、この部門における輸入が増大し（国内需要要因）、貿易収支と経常収支の赤字を生み出したと考えている。したがって、域内不均衡の調整には対内的為替相場の是正が必要であり、そのためには賃金の「下方硬直性」が解消されなければならない、とされるのである（European Commission 2009: 40-44）。

このようにブンデスバンクと欧州委員会は、その論理は異なるものの、域内不均衡の是正のためには、経常収支赤字国の競争力の向上と労働市場の改革が必要であるという点で見解の一致をみている。その際、両者が設定するこの2つの課題を結びつける1つの指標が、ULCである。実際、それは、EUが実施するマクロ経済不均衡手続きの重要な指標の1つとして採用され、ブンデスバンクや欧州委員会ならずとも、いまや多くの研究が言及し、当然のごとく活用されている。だがその算出方法にまで遡れば、そこには大きな欠陥が存在する。次節では、多少、煩瑣ではあるが、この点について詳細に検討するなかで、労働市場改革という処方箋がもつ問題性について明らかにしよう。

Ⅲ 単位労働コスト（ULC）分析とEUの構造改革志向

1. 因果関係の逆転：物価上昇の結果としての名目 ULC の上昇

図5 欧州委員会の依拠する名目 ULC 指数と競争力指数



単位労働コスト（ULC）とは、通常、「財貨1単位を生み出すのに必要とされる労働コスト」と定義される。それゆえに国レベルのULCを国際比較すれば、当該諸国家間のコスト構造の違いが示され、それは競争力に反映されると考えられている。

図5に示されるとおり、欧州委員会や欧州中央銀行（ECB）は、ULCの名目値をそのまま、あるいはそれを実効為替相場算定のデフレターにすることで、輸出価格競争力の指標として採用している。この図からわかるのは、名目ULCもしくは競争力指数が、2004年以降、低下もしくは低位安定するドイツに対して、GIIPSは軒並みそれが急上昇していく対照的な構図である。そのため、両者のあいだには大きな乖離が生じている。この乖離と域内不均衡の相関関係が、GIIPSの高コスト構造とそれを支える硬直的な労働市場の論拠とされるのである。

だが、「労働コスト」という呼称のもつイメージから、このことをもって、ブデスバンクのように、GIIPSの名目ULCの上昇を賃金展開に帰することはできない。それは、ごく初歩的な事実を看過している。

いかなる概念も実証的な分析ツールとして意味をもつのは、定義に則して数値化できる場合であろう。ULCの最も基本的な問題は、その定義通りには、その数値を算出することができないところにある。

競争力を示す指標としてULCの国際比較が可能となるためには、基準となる財貨が国を超えて同質的なものでなければならない。ところが計数単位の異なる無数かつ多種多様な財貨を生産する諸国民経済のあいだで、共通分母となりうる1単位の財貨を設定することは、仮想的な理論空間では成立しえても現実には不可能である。そのような財貨は、1国レベルでも見出しえない。

そのため名目ULCは、多くの場合、国民勘定における「雇用者報酬総額」の「実質GDP」に対する比率で代替される。ここで誤解すべきでないのは、実質GDPは、「生産量」ではないという点である。ULCの場合と同じ理由から、1国の生産量を1つの数値で表現することは不可能である。つまり実質GDPとは、名目GDPから物価変動要因を取り除いたもの、特定の基準年の物価水準で評価した当該年のGDPであって、あくまで「貨幣ターム」で表現されるものなのである。

この時点でULCのもつ意味は、大きく変わってしまっている。算出される値は、定義のいう「財貨1単位」ではなく、1単位の付加価値、本稿では1ユーロの付加価値を生み出すのに、いったい何ユーロの人件費が必要であったかを示しているにすぎないのである (Felipe and Kumar 2011)。この当たり前の事実を踏まえておかなければ、多くの分析が提示するULCの変動要因を取り違えてしまうことになる。

ここで、雇用者報酬総額を W 、実質タームの付加価値総額（実質GDP）を Y_r 、名目GDPを Y_n 、GDPデフレーターを p とすれば、名目ULCは、次の算式で求められる。

5 雇用者報酬には、被雇用者の社会保障費の使用者負担も含まれるため、賃金コストというよりは広い意味での人件費を意味する。

$$\text{名目 ULC} = W/Yr = (W/Yn) \cdot p$$

この式からわかるように、名目 ULC は、大きく言って、 W/Yn = 労働分配率（もしくは実質 ULC）と GDP デフレーター（=物価水準）によって決定され、その上昇の原因は、ブンデスバンクのように、すぐさま賃金展開、より正確には労働分配率の上昇にあると結論づけることはできない。算出に際して、実質 GDP を用いることで、名目 ULC には、物価水準が変動要因として組み込まれてしまうのである⁶ (Felipe and Kumar 2011: 5)。

従来、GIIPS のなかでも南欧諸国の労働市場に対しては、雇用保護法制の強さからその「硬直性」が強調されてきた。そうした「先入観」から、これら諸国の名目 ULC の上昇は、「労働者の権利の強さ」、あるいは「交渉力の強さ」によるものと単純に評される傾向がある。だが、当該の時期は、巨額の資本流入と国内信用の膨張によって、GIIPS は軒並みバブル経済化あるいは過剰投資状態に陥っていた。そのため、図 6 からわかるとおり、GIIPS の GDP デフレーターは急激に上昇し、その動きは名目 ULC とほぼ連動している⁷。

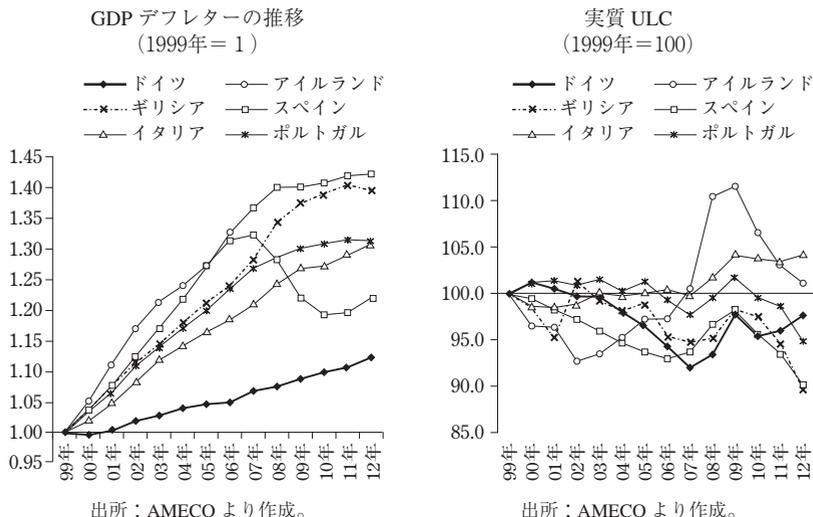
これに対して労働者の賃金交渉力の近似的な指標ともいえる実質 ULC は、アイルランドが2002年以後急激な上昇に転じるものの、1999年の水準に達するのは世界金融危機の直撃を受けた2007年になってのことである。南欧諸国にかんしては、イタリアとポルトガルがほぼ横ばいで推移し、スペインとギリシアでは緩やかに低下している。特にスペインは2006年までドイツ以上の下落率を示していた。

たしかに物価水準が相対的に安定していたドイツの名目 ULC の低下は、実質 ULC（労働分配率）の変化が主たる要因であった。これに対して、当該の

6 GDP デフレーターには輸入物価要因が反映されないため、物価水準そのものを示すためには消費者物価指数等を用いる方が正確であるが、本稿では ULC との関係から GDP デフレーターで物価水準を代替している。

7 Herr and Horn (2012) は、独仏や南欧諸国の名目 ULC が GDP デフレーターと長期にわたりかなりの連動性を示していることから、名目 ULC が物価のアンカーとなると主張する。だが労働分配率（実質 ULC）が安定していれば、両者の連動性は保障されるものの、それ以外の場合にはこの関係は維持できない。実際、2003年以降、労働分配率を大きく引き下げたドイツの場合、GDP デフレーターと名目 ULC は乖離し、名目 ULC の低下にもかかわらず、GDP デフレーターは緩やかな上昇をみせている。

図6 ドイツとGIIPSの物価変動と実質ULCの推移



GIIPS, とりわけ南欧諸国にかんしては、相対的に安定した労働分配率（スペインとギリシアの場合は低下）を背景に、物価水準の上昇が名目 ULC の上昇を牽引したのである⁸（Uxó, Jorge, Jesús Paúl and Eladio Febrero 2010）。ブンデスバンクが、これら諸国に労働市場改革の必要を訴える際の根拠とする「名目 ULC がインフレ率の上昇を牽引した」という推論は成り立たないどころか、因果関係を逆転させてしまっている。前述の GIIPS の経常収支赤字拡大の因果連鎖は、その起点において成立しないのである⁹。

危機以前からドイツと GIIPS のあいだにインフレ率格差が存在することは周知のことであった。欧州委員会やブンデスバンクは、そのことを既知のものとして、名目 ULC を上述の Eurosta の算出式で求めているはずである。にもかかわらず名目 ULC を 1 つの重要な根拠として、危機後の改革の処方箋や救済融資のコンディショナリティでは、労働市場の「柔軟化」に焦点が当てられて

8 それゆえ E. ストックハマーの主張するように、この時期の GIIPS の名目 ULC は、競争力というよりも、むしろ当該時期に進行した「信用（債務）主導型成長」の指標とみなしたほうがよい（Stockhammer 2012）。

いる。そこに見出すべきは、矛盾や事実誤認というより、EUの基本的な政策志向の一貫性であろう。

ヨーロッパ各国を悩ませてきた構造的失業に対して、EUは、新古典派的労働市場論に依拠しつつも、現実の分析は、ある種の賃金独立変数説の立場をとってきた。つまり組織された労働や雇用保護規制など、社会的制度的要因によって賃金が独立変数として決定されるために、企業はそれに応じた労働需要しか生み出すことができず、欧州各国は長期失業を構造化させてきたと考えてきた（Stockhammer 2004）。EUは、新古典派流の伸縮的な労働市場を規範として、そこから逸脱する社会制度的に決定される「硬直的な」賃金構造という現状認識の下、現状を規範に近づけるべく労働市場改革を推し進めてきたのである（尹 2012）。危機が生じようと、生じまいと、解雇規制の緩和や賃金の「下方への柔軟性」を保障するという構造改革路線に変化はなく、むしろ危機はそれを強力に推進する契機に使われたという側面は否定できないであろう。

2. ULC 指数化の恣意性

次に問題にしたいのは、ブンデスバンクや欧州委員会が依拠する Eurostat や AMECO が提示する ULC 自体の信頼性である。この点で注意すべきは、この2つの機関を含め多くのジャーナリズムやエコノミストが言及するのは、あくまでも指数にすぎないことである。

これに対して、ULC が国際競争力の指標だとすれば、その高低の比較は、変化ではなく絶対水準においてなされなければならないはずである。ところが、

9 ULC が物価の牽引役となるとする1つの理論的根拠は、ブンデスバンクにかぎらず、中央銀行エコノミストのあいだで急速に普及しているといわれる「ニューケインジアン・フィリップス曲線」をめぐる議論にある。そこでは、フィリップス曲線にミクロ的な基礎を与えるべく、インフレ率の説明変数として、期待インフレ率と GDP ギャップが導入されるのだが、近年では GDP ギャップよりも実質限界費用、その代理変数としての実質 ULC のほうが、実証的パフォーマンスが良好であるとされている。この点については、敦賀・武藤（2008）を参照。だが繰り返しになるが、その際の ULC は、実質値であって、名目値ではない。GIIPS のうち、実質 ULC がインフレ率に多少なりとも影響を及ぼしているのは、2002年以降のアイルランドだけであり、南欧諸国では関連性が薄い。つまり、この議論を受け入れるとしても、インフレ率の上昇は期待インフレ率の上昇、バブル化する経済の心理的要因が大きく作用したということになる。

いざ ULC を算出しようとして気づくのは、欧州委員会やブendesバンクの依拠する ULC 算出式が、定義から導かれる前述のものとは異なるということである。その理由をまずみておこう。

総雇用者数を L とすると、通常の方式に従うならば、名目 ULC は次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{名目 ULC} &= W/Yr = (W/L) \times (L/Yr) \text{ あるいは } [(W/L) \div (Yn/L)] \cdot p \\ &= [(雇用者 1 人当り平均人件費) \div (雇用者 1 人当り名目労働生産性)] \cdot p \end{aligned}$$

ここで、 L で示される総雇用者は、マクロ統計上では、雇用者報酬の受取り手である従業員 (employee) と、付加価値創出の担い手とみなされる雇用者 (employment あるいは persons employed) とに区別され、両者は一致しない。より具体的には、総従業員には公的部門や企業役員を含むすべての賃金・給与所得者が含まれるのに対して、総雇用者には、従業員に加えて個人事業主や農業従事者を含むいわゆる「自己雇用者 (self-employed)」が含まれるからである。自己雇用者の所得は、統計上、混合所得として処理され、賃金稼得者とはみなされていないのである。このことを踏まえて、Eurostat (AMECO も同様) は、名目 ULC を雇用者報酬総額と実質 GDP からではなく、次の方式で算出している。

$$\begin{aligned} \text{名目 ULC} &= [(W/L1) \div (Yn/L2)] \cdot p \\ &= [(従業員 1 人当り平均人件費) \div (雇用者 1 人当り名目労働生産性)] \cdot p \\ &\quad (\text{総従業員数 : } L1, \text{ 総雇用者数 : } L2) \end{aligned}$$

Eurostat は、本来の定義から ULC が賃金率と生産性で構成されることを導き、その各々をその主体の違い踏まえて算出し、さらにそれらを合成することで ULC を求めている。こうした補正は統計上の整合性を保つという形式要件を整えるうえでは必要かもしれない。だがその結果、それがもつ意味は、本来の定義からますます遠ざかることになる。それは、もはや財貨 1 単位当たりど

ころか、1単位の付加価値を生み出すための労働コストですらない。

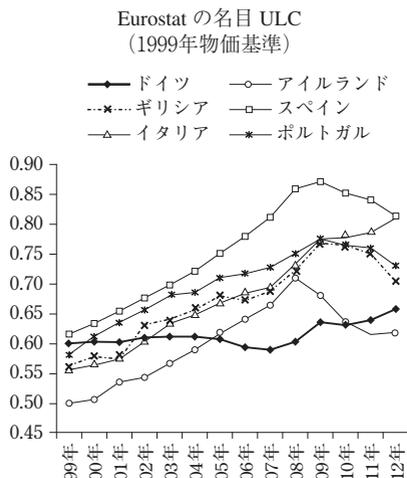
より重要なのは、ドイツとGIIPSの社会経済構成上の差異を前提にするとき、この算出方法の違いが、ULC分析の結果に実質的な意味をもつということである。

Eurostat方式の算出式は、名目 $ULC = (L2/L1) \cdot (W/Y_n) \cdot p$ と変形でき、通常の方式で算出される名目 $ULC = (W/Y_n) \cdot p$ を、 $L2/L1$ だけかさ上げすることになる。2000年代を通じて、マクロ統計上の総雇用者数に占める自己雇用者の比率は、ドイツで10~11%、ポルトガルとスペインで14~17%、アイルランド16~19%、イタリアで24~27%、そしてギリシアで34~39%である。これを反映して $L2/L1$ は、ドイツが概ね1.13程度であるのに対して、ポルトガルとスペインは1.15~1.2、アイルランドでは1.2~1.25、イタリアでは1.3~1.37、ギリシアにいたっては、1.5~1.65ときわめて高い。そのために伝統的に自己雇用者の多いイタリアやギリシアでは、同じ名目 ULC と銘打ってもかなり違ったものになる（データはAMECO）。

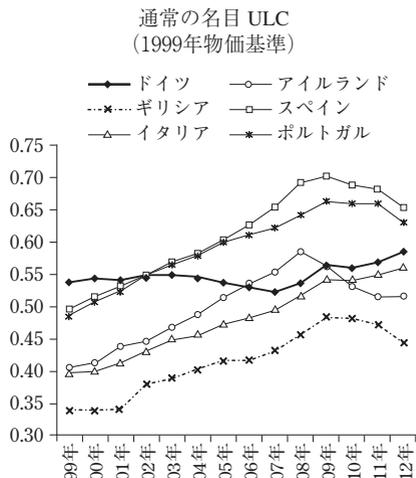
図7から明らかなように、Eurostat方式であれば、1999年の物価基準で計った名目 ULC は絶対水準でスペイン→ポルトガル→ギリシア→イタリア→アイルランドと順次ドイツの水準を上回るようになる。これに対して、通常方式であれば、スペインとポルトガルは2002年を境にドイツの水準を超えるが、イタリアやギリシアの名目 ULC がドイツより高くなることはなくなってしまふ。つまり、前者であれば、名目 ULC で示されるコスト構造の違いが、ドイツとGIIPSの競争力格差を生み出したとする論拠となりうるが、後者の場合、この推論と矛盾する状況が生まれる。なかでもギリシアは絶対水準でみて持続的に高水準の競争力を維持したことになり、同国の経常収支赤字の拡大をこの指標で説明することは全くできなくなってしまう。

自己雇用者の存在に影響される $L2/L1$ は、当該経済における雇用構造の、ひいては経済構造そのものの「異質性」を示している。Eurostatは、この異質性がその ULC に影響を及ぼす算出手法をとりながら、その合成結果だけを比較することで、それを捨象し、あたかも均質な構造をもつ経済間のコスト構造を比較しているかのような錯覚に陥らせるのである。あるいは「自己雇用者の比

図7 算出方法別の名目 ULC の比較



注：従業員1人当り雇用者報酬 ÷
雇用者1人当り実質労働生産性
出所：AMECO より作成。



注：雇用者報酬総額 ÷ 実質 GDP
出所：AMECO より作成。

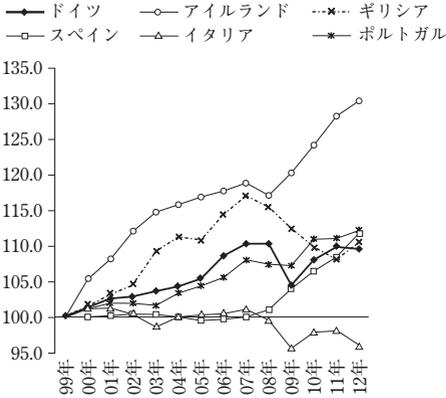
率の高い経済＝高コスト」という価値判断が、暗黙のうちに織り込まれているといってもよい。

加えて、Eurostat の算出方法の問題は、名目 ULC の評価そのものにかかわる。構造主義開発論の見地に照らせば、自己雇用者は「組織されない労働」である。その比重の高さによって名目 ULC が計算上上昇するのである。すなわち、ドイツと南欧、とりわけイタリアやギリシアの雇用構成の違いを前提にすれば、名目 ULC の高さは、「組織された労働」の強さを表象するものではなく、むしろその弱さの表れだということになる。

さらに問題は、名目 ULC の構成要素である実質労働生産性を算定する際の物価の取り扱いにもある。Eurostat は、基準年の市場価格からの物価変動を指数化した GDP デフレーターを用いて、実質労働生産性を算出している。その推移をみれば、アイルランドとギリシアで、ドイツ以上の伸びを示したものの、絶対水準では、アイルランド、ドイツ、イタリア、スペイン、ギリシア、ポルトガルの順序で明確な格差が存在し、その構図はドイツを中心にみたこれら諸

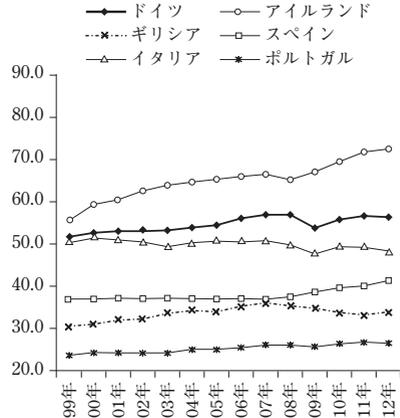
図8 ドイツとGIIPSの実質労働生産性の推移と絶対水準

雇用者1人当り実質労働生産性
(1999年物価基準, 1999年=100)



出所：AMECO より作成。

雇用者1人当り実質労働生産性
(1999年物価基準, 1000ユーロ)



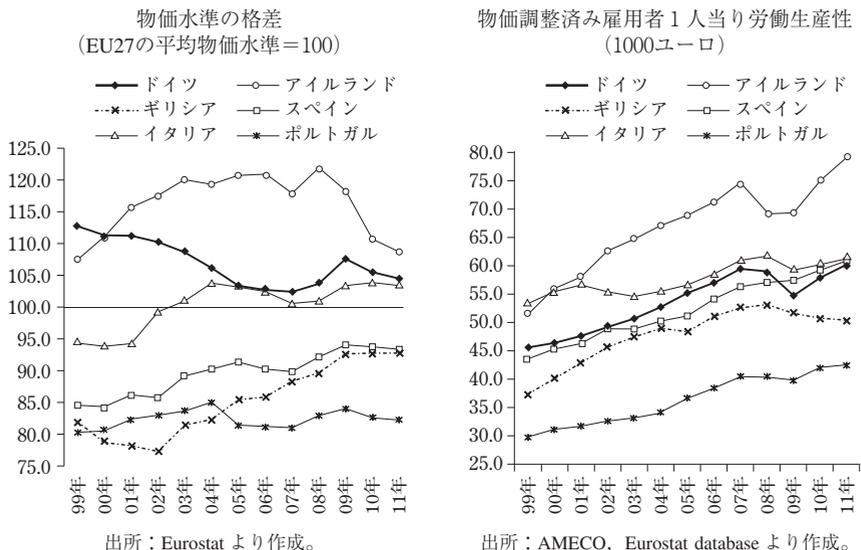
出所：AMECO より作成。

国の財貿易収支とも概ね一致する(図8)。しかしながら、ここで考慮されているのは、当該国における基準年からの物価変動だけであり、比較すべき国家間の物価差は無視されている。

通常、労働生産性を国際的に比較する場合に問題となるのは、国ごとで通貨単位と物価が異なることである。それゆえに国際比較では、購買力平価をベースに共通の通貨単位に換算した生産性が使われる。GIIPSは急激な物価上昇に見舞われたために、あたかも物価水準そのものが高いとの印象を抱きがちだが、実のところ南欧諸国(イタリアの場合、2005年を除き)の物価水準は、2000年代の急上昇期を経てもなおドイツよりも低いのである(図9)。

そこでEU27の平均物価水準を100として労働生産性を比較すれば、図8とは異なる構図が描かれる。図9に従えば、アイルランドだけでなく、イタリアもまたドイツより生産性が高く、スペインやギリシアの水準もドイツに大きく近づくことになる。両極に位置するアイルランドとポルトガルを除けば、2000年代に観察されるのは、むしろ南欧諸国とドイツの労働生産性の「上方への収斂」であった。

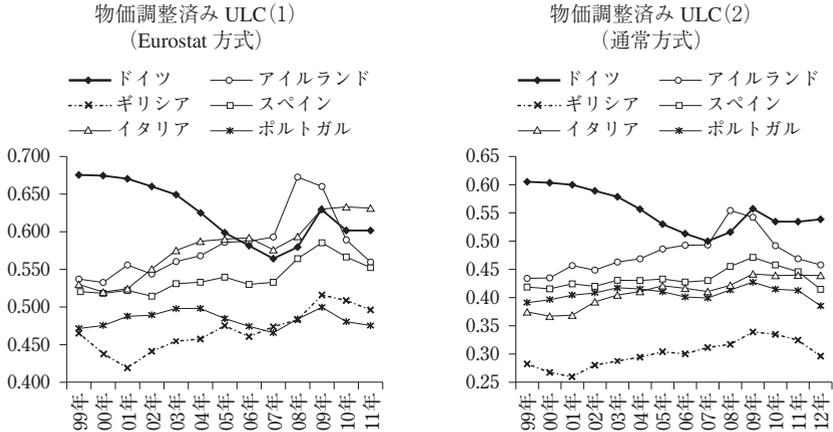
図9 ドイツとGIIPSの物価格差と物価調整済み労働生産性



さらにこの物価調整済み労働生産性をもとに、Eurostatの方式と通常方式でULCを算出してみよう。それは、それぞれ、国際比較可能な形にした労働生産性に対する名目賃金率（平均人件費）の比率と、貨幣価値を平準化した1単位の付加価値を生み出すのに必要とされた名目平均人件費を意味する。それが描くULCの軌道は、従来のものとは全く異なっている。この双方において、1990年代末の時点で突出して高いコスト構造にあったドイツが、相対的に低水準にあった南欧諸国に接近していく過程が示されているのである。なかでもギリシアのULCの低さは際立っている（図10）。

いまやULCは、EUの競争力分析において当然のごとく使用されている（European Commission 2011）。だがEursotの算出方法は、この概念の本来の定義からいくつかの「ズレ」を生じさせている。このズレを精査することなく、提示される数値や指標をありのままに受け入れれば、判断を誤ることは言うまでもない。実際、定義や通常的手法に近い形で算出したULCからは、欧州委員会やブンデスバンクの主張とは異なる分析結果が導きだされる。敢えて付言すれば、名目ULCによって競争力の乖離と域内不均衡を説明し、その解消の

図10 算出方法別物価調整済み ULC の比較



注：(従業員1人当り雇用者報酬)÷(EU27の物価水準を100として物価格差を調整した雇用者1人当り労働生産性)
出所：AMECOならびにEurostatより作成。

注：(雇用者報酬)÷(EU27の物価水準を100として物価格差を調整したGDP)
出所：AMECOより作成。

方策の1つとして労働市場改革を提案・課す，という議論を正当化できるのは，Eurostat方式で算出された名目ULCだけなのである。

Ⅳ 「周辺」としての連続性：持続する低賃金＝低生産性ネクサス

1. 実質ULCからみた「下方への収斂」過程

いかなる場合も統計数値の活用や指標の選択には，ある種の恣意性がつきまとう。経済分析は，この軛を逃れることは事実上不可能であろう。それゆえに問われるのは，分析上の立場である。その意味で「賃金の下方柔軟性」を保障する新古典派的，あるいは新自由主義的な労働市場改革への志向性を示してきたEUが，それに有利な指標を採用してもなんら不思議ではない。しかしGIIPSの問題で看過できないのは，実体を精査することもなく行われた分析が，EUの内部に不必要な対立を作りだしたところにある。その最たるものが，これら諸国の労働者は，「交渉力が強く保護され」，「不当に」に高い分配上の恩恵に浴しているとの見方である¹⁰。それが特定のナショナリティに対する先入観と

結びついて語られるとき、そこに分裂と対立の芽が生まれるのである。

では果たしてGIIPSの状況は、そうした非難に値するものであったのだろうか。このことは、名目ULCをみても明らかにはならない。算出上の問題をひとまずおけば、それ自体はあくまでも1国の平均的なコスト構造を示すものにすぎない。分配の問題に踏み込むならば、まず検討すべきは、実質ULCである。

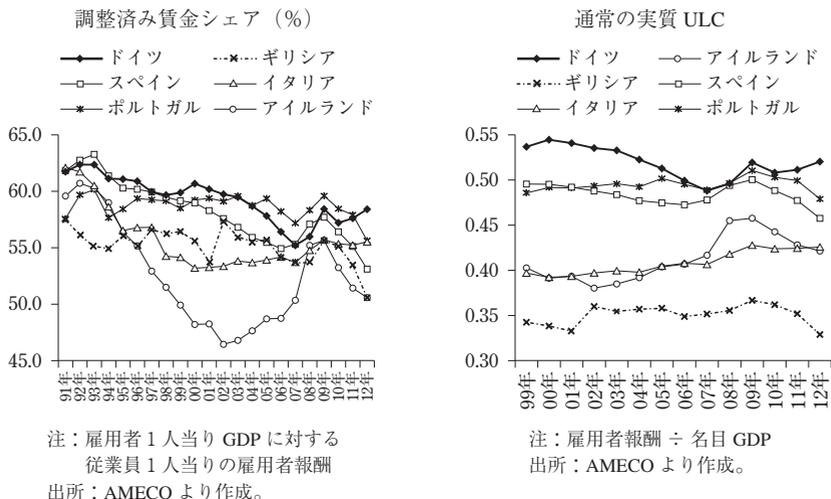
たしかにEurostat方式で算出された実質ULCの推移をみれば、スペインやギリシアで漸次低下傾向を示したのに対して、イタリアとポルトガルはほぼ一定水準を保ち、アイルランドは2002年以降、急上昇させた。少なくとも後者の3カ国の動向は、2003年以降、実質ULCを低下させたドイツと好対照をなしている（図6参照）。それゆえに、労働市場改革を通じて賃金抑制の苦痛を受け入れたドイツと、名目ULCが急上昇しているにもかかわらず、それを先送りにしたGIIPSという構図は成立するかもしれない。こうした観念が、債務危機に見舞われたGIIPSへの支援に対して、ドイツ国民が不満を抱く背景にあることは否めないであろう。

だがこれはあくまでも実質ULCの推移についていえるだけであり、労働分配率の水準の高低自体を示しているわけでもない。加えて、2000年代の動向の意味は、より長期の時間軸、少なくともEU発足以降の動きをみなければ正確には把握できないのである。

そこで、まずEurostat方式で算出されAMECOが提供する1991年以降の調整済み賃金シェア（実質ULCに相当）をみておこう。図11から明らかなように、EU発足当初の賃金シェアは、ドイツ、イタリア、スペインではほぼ同水準に高かった。そのなかから、まずイタリアが、その水準を90年代前半まで大きく低下させ、同時期に比較的安定していたスペインとドイツが、それぞれ90年代末から2006年と2003年から2007年にかけてその値を低下させている。アイルランドは、90年代初頭からイタリアと歩調を合わせ、さらに90年代後半から2000年代初頭にかけては、それ以上に賃金シェアを低下させた。2000年代のバブル経

10 たとえば白井（2010）は、その著書であえてコラムを設け、いかに南欧諸国の労働者が「働かないか」を論じている。

図11 労働分配率の下方への収斂



済化と並行したその反転上昇は、著しく低下した賃金シェアの回復過程ともみることのできるものである。他方、ソヴリン危機を契機に公務員をはじめとした労働者に非難が集中したギリシアでも、6カ国中最低の水準にあった賃金シェアが90年代を通じて安定的に推移しており、2002年にいったん上昇したものの、2008年まで緩やかに低下している。

このことは、ブンデスバンクが誇る賃金緩和は、必ずしもドイツに限定されるものではない、ということを示している。むしろ経済通貨同盟 (EMU) の発足をめぐって課された構造改革圧力の下、ポルトガルとギリシアを除きGIIPSは、ドイツに先行して賃金シェアを低下させてきたのであり、絶対水準でみれば2000年代のドイツの賃金シェアの急激な低下は、ポルトガルを除くGIIPSの水準への「下方への収斂過程」ととらえることすらできるのである¹¹。事実、その2007年時点での水準は、ユーロ圏平均 (55.4%) やEU27平均 (56.4%) を下回り、ポルトガルの57.2%という水準も、60%前後の水準にあ

11 アイルランドでは、1987年の国家回復プログラム (Programme for National Recovery) 以後の社会的パートナーシップ合意の下、賃金緩和策がとられ賃金シェアは大きく低下したが、この転換に大きな影響を与えたのが、マーストリヒト基準にあったことは自明とされている (Teague and Donaghey 2009: 65)。

る日本や米国といった主要国と比較して決して高いものではない。

通常の方式で算出された実質 ULC の2000年代の絶対水準の推移は、この過程をより鮮明に示している。1999年の時点で突出して高い水準にあったドイツの実質 ULC は、2007年によく GIIPS のなかでも相対的に高いポルトガルとスペインの水準にまで低下したにすぎない。急上昇したアイルランドや、緩やかな上昇を示すイタリアの水準は、それよりも低く、ギリシアにいたってはさらにそれを下回っている。実質 ULC は労働分配率に近似し、それゆえに労働者の賃金交渉力、あるいはネガティブなとらえ方をすれば、労働市場の「硬直性」の指標の1つとみなされる。それが正しければ、GIIPS の労働分配率が高すぎるとか、過度に労働者の権利が保障されているといった批判は的外れだということになる¹²。

資本主義の多様性アプローチに従えば、大陸欧州型の「調整された資本主義」の典型とされるドイツは、集権的な賃金決定システムにもとづくネオ・コーポラティズム的な労使関係を特徴とし、労使間の分配は平等主義的であるとみなされてきた。他方で、地中海（南欧）型資本主義は、家族主義を基調する福祉制度がその特徴の一つとされ、雇用の安定性が公的福祉給付水準の低さを補完するシステムであると考えられてきた（Amable 2004）。賃金シェアや実質 ULC の動向からわかるのは、この静態的な類型で把握できない変化が、EU 発足後生じてきたということである。

労働市場の「硬直性」に対置される「柔軟性」は、雇用関係における数量的 vs. 機能的、対内的 vs. 対外的の4つの次元に賃金を加えた5つの次元で評価される。詳細は別稿に譲るが、南欧諸国における労働市場の「硬直性」とは、対外的数量的柔軟性のなかでも主に「解雇規制の厳しさ（多くは厳格な解雇要件と解雇一時金の高さ）」を根拠に語られるにすぎない。たしかにこれは危機後の労働市場改革まで、これら諸国の一つの特徴ではあった。その一方で、同じ諸国において、労働市場の部分的な規制緩和・構造改革は危機以前に実行さ

12 GIIPS の労働組合組織率が一律に高いわけではない。OECD 統計によれば、2008年時点のそれは、ギリシアで24%、ポルトガルで20.5%、スペインにいたっては日本の18.2%よりも低い15%にすぎない。

れ、その結果、若年層を中心に有期雇用や派遣労働（そしてスペインやイタリアの場合はパートタイム労働）といった非典型雇用が拡大し、自己雇用者の偽装下請けとともに現在の南欧型雇用モデルの特徴をなしている。これら諸国の雇用関係は、中核的労働者の雇用保護は温存しつつも、その周縁部では決して安定的なものではなく、想像以上に対外的・数量的な「柔軟性」をもつようになっていたのである（Éltető 2011； Barbieri 2009； Barbieri and Scherer 2009； Berton, Richiardi and Sacchi 2012）。

この種の雇用形態の広がりがいわゆる労働市場の二重構造（dualism）を定着させるとともに、周縁的雇用（marginal employment）の低賃金構造が、賃金シェアの低下となって表れている¹³。加えて、なかでもギリシアの場合、ソヴリン危機に際して、公務員に対する「過剰な」保護に非難が集中したが、それ以外の大多数の労働者は小規模企業で雇用され、平均未満の賃金と寛大とは決して言えない福祉給付に甘んじてきた。また建設業や観光その他のサービス部門では、インフォーマルな雇用が常態であり、解雇規制や最低賃金その他の社会保険上の規制の埒外に置かれているのである。そうした雇用形態にある人々は、ギリシアで100万人達すると推計されている（Matsaganis 2011）。

こうした状況にある南欧の水準に、ドイツの労働分配率が収斂しているのである。それは、翻ってドイツ型の「調整された資本主義」の特徴であった平等主義的な雇用関係も大きく変わりつつあることを示唆している。この「中心」における変化が、EUにおける地域的不均衡のもう一つの力学を形成している¹⁴。この点については、稿を改めて論じることにする。

13 この点は、統合の社会的次元の中心に位置づけられてきた欧州雇用戦略との関連で別稿において論じる予定である。

14 欧州委員会は、ドイツを含む経常収支黒字国について、次のように指摘している。「グローバル経済の他の地域と同様に、ユーロ圏ではGDPに占める賃金シェアがかなり低下してきた。だがこの低下は、ユーロ圏全体よりもドイツやオーストリアにおいてはるかに大きかった…賃金シェアの展開は、大きくいって可処分所得の展開と一致し、それが翻って消費の弱さ、国内需要の弱さへと導き、経常収支黒字に帰結したのである」（European Commission 2010b： 18-19）。だとすれば不均衡の是正は、黒字国の賃金抑制の修正という方向も検討されなければならないはずである。だが、それが提唱する政策処方箋は赤字国の側の一方的な賃金政策に偏っている。

2. 「周辺」部が問われるべきもの：残存する低賃金＝低生産性構造

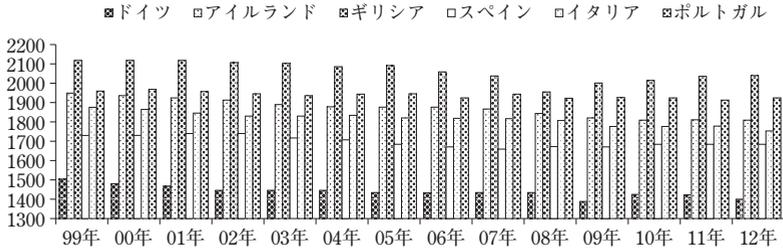
ULC 分析に欠陥があるからといって、南欧諸国に問題がないというわけではない。むしろこれら諸国は、「周辺」と呼ぶにふさわしい構造を持ち続けてきた。しかし、それは、欧州委員会やブンデスバンクの指摘するような、解雇規制の強さや賃金の「下方硬直性」にあるのではない。最後に、この点を、ULC には現れない労働生産性と賃金水準の關係に絞って確認しておこう。

まず労働生産性にかんしては、これまでの指摘と矛盾するようであるが、実のところアイルランドを除く GIIPS の水準はかなり低く、物価格差を調整してもなおドイツとの差は埋まらない。というのは、前述の労働生産性は雇用者1人当りの数値であるが、その雇用者1人当りの年平均労働時間が、ドイツと GIIPS では隔たりがあるからである。2007年の年平均労働時間は、ドイツの1422時間に対して、スペインが1658時間、イタリア1816時間、アイルランド1865時間、ポルトガル1942時間、ギリシア2037時間となり、ドイツとギリシアの間には年平均で600時間以上の差がある（OECD Stat からの数値）。「働かない南欧」（白石 2010）という理解は的を射たものとは言い難い。つまり、単位時間当りの労働生産性で見れば、南欧諸国とドイツのあいだには明確な階梯が存在し、南欧諸国は、その時間当りの生産性の低さを長時間労働によって補填し、雇用者1人当りの生産性水準を確保しているというのが実情なのである（図12・13参照）。

低生産性ととも、南欧諸国の変わらぬ特徴は、その低賃金構造にある。ドイツと比較したその水準は、ブンデスバンクの指摘する展開とはかなり異なっている。

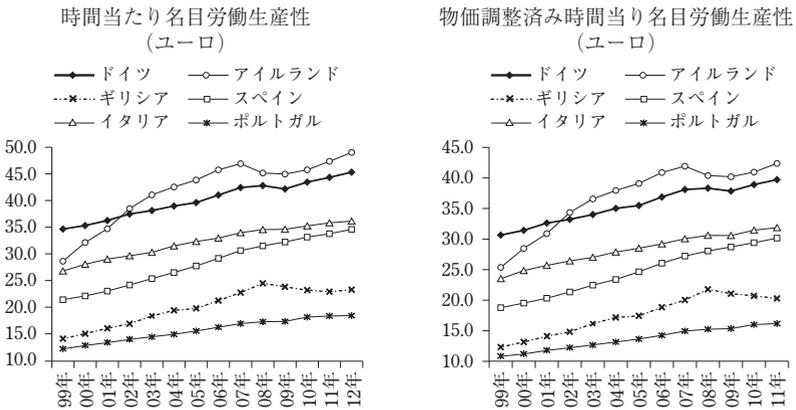
たしかに名目タームでみた労働コストは、1999年以後、ドイツよりはるかに急激に上昇している。これに対して、実質タームでは、1999年から危機直前の2007年の8年間でイタリアとポルトガルでは、わずか5%程度の上昇にすぎない。当該時期に、それぞれ年平均1.5%と1.8%の実質 GDP 成長を実現している経済で、これを過度な賃金上昇と呼ぶことはできないだろう。ギリシアの場合、実質労働コストは、アテネ・オリンピックが開催された2004年までの5年間で10%の上昇をみたものの、その後は、ほぼ横ばいで推移している。しかも

図12 雇用者1人当り年平均労働時間



出所：AMECO より作成。

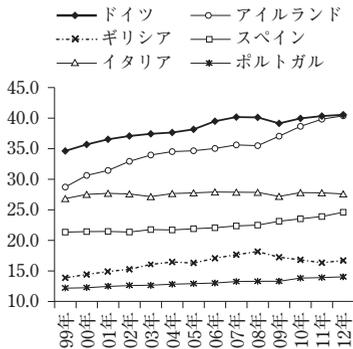
図13 ドイツとGIIPSの時間当たり労働生産性



出所：AMECO より作成。

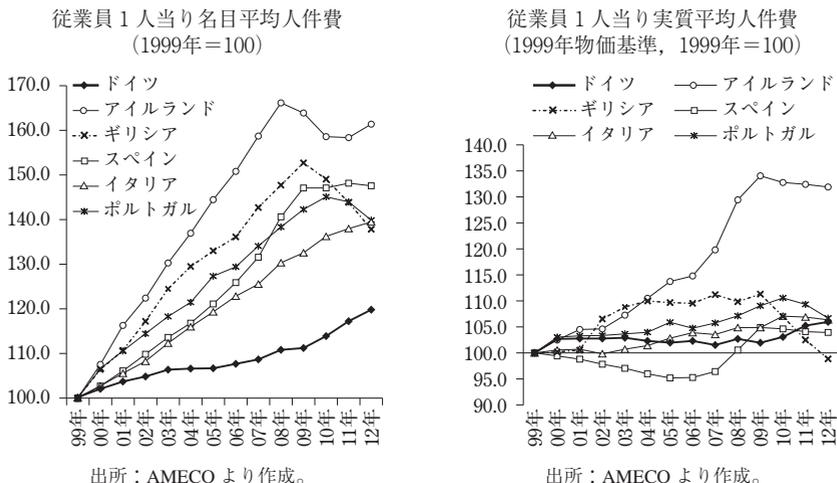
出所：AMECO, Eurostat database より作成。

時間当たり実質労働生産性
(1999年物価基準, ユーロ)



出所：AMECO より作成。

図14 平均人件費の推移



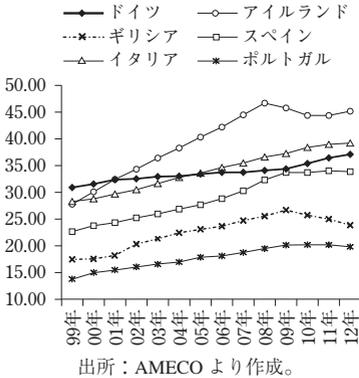
同時期の年平均実質 GDP 成長率は4%に達するのである。スペインにいたっては、実質賃金水準はむしろ段階的に引き下げられており、もはや賃金の下方硬直性が存在するという議論すら当てはまらない。アイルランドを除けば、GIIPSにおいて、2000年代の名目労働コストの上昇を牽引してきたのは物価高騰であり、実質タームではドイツと同様に概ね賃金水準は抑制されてきたといつてよい (図14)。

一方、絶対水準でみれば、ここでも南欧諸国とドイツの格差は歴然としている。名目平均人件費は、イタリアを除けば、スペインやギリシア、ポルトガルの水準は依然として低い。実質タームでは、さらに格差は鮮明となり、ドイツ、イタリア、スペイン、ギリシア、ポルトガルの順でほぼ安定的に推移している。Eurostat や AMECO は時間当たり人件費のデータを公表していないために、OECD の購買力平価ベースで米ドルに換算した数値で代替すれば、単位時間当たりの労働コストはドイツが突出して高く、イタリア、スペイン、アイルランドとのあいだには大きな開きがある。そして GIIPS のなかでも最低水準のギリシアとの差は、およそ2倍にもなるのである (図15)

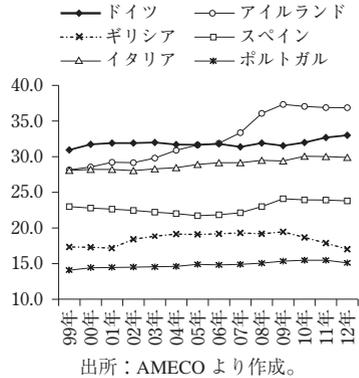
「中心」と「周辺」を分かち構造上の特徴の一つは、前者の高賃金・高生産

図15 ドイツとGIIPSの賃金格差

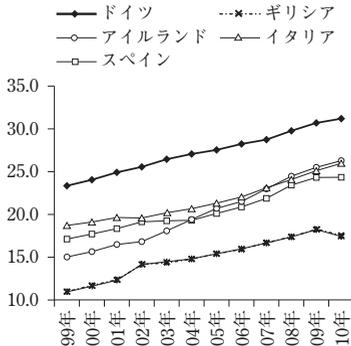
従業員1人当り名目平均人件費
(1000ユーロ)



従業員1人当り実質平均人件費
(1999年物価基準, 1000ユーロ)



時間当たり人件費の推移
(購買力平価ベース, ドル)



性と後者の低賃金・低生産性のネクサスにある。こうした観点からみると、イタリアを含め南欧諸国は、ドイツとの比較においてEU域内の「周辺」としての特徴を色濃く残しているといつてよい。とりわけギリシアとポルトガルにおいて、それは顕著である。GIIPSのなかで唯一、その状況から脱しつつあったのが、アイルランドであった。「ケルトの虎」と称されたその急速な外資依存の輸出成長過程で、実質賃金率は着実に上昇したが、生産性はそれを上回る

速度で上昇した (Baccaro and Simoni 2007)。その結果、同国は低賃金＝低生産性から相対的高賃金＝高生産性の経済構造へとシフトしつつあった¹⁵。それは、かつての NIES を彷彿させるものである¹⁶。

EC/EU が域内の「均等発展」を目指すのであれば、本来、取り組まなければならないのは、いまなお南欧諸国を特徴づける低賃金＝低生産性という「周辺」的構造の是正、言い換えれば、その「上方への収斂」のはずである。問われるべきは、この問題を放置してきたこと、あるいはその解決に失敗してきたことである。

このようにみると、欧州委員会やブンデスバンクが提唱する労働市場の構造改革、より具体的には、賃金の下方柔軟性の保障は、果たして適切な政策処方箋なのであろうか。

賃金水準を切り下げれば、たしかに労働分配率 (実質 ULC) は低下し、バブルが崩壊した今日、それに応じて名目 ULC も低下することになるだろう。その一方で、南欧諸国と比較対象とされるドイツとの賃金格差もさらに拡大す

15 アイルランドについては、補足説明が必要である。同国は、移民流入や女性の参加率の高さによる「弾力的な労働市場」と「分権的な賃金決定システム」を特徴とし、かつてはアングロ・サクソン型の自由市場経済に分類されていた。ところが1987年から2003年に結ばれた社会的パートナーシップ合意を契機に賃金決定システムは集権的な性格をもつようになり、大陸欧州型のコーポラティズムに接近したとされる。分権システム時代には、多国籍企業が支配的な近代的部門 (薬品、その他化学、エレクトロニクス、食品) の高賃金が、その他の地場企業中心の伝統的部門に波及し、単位時間当たりでみた同国の賃金水準を引き上げていた。それが「アイルランド病」と称された同国の停滞の原因と一般的には考えられている。その後、集権的な賃金決定システムが導入されると、賃金水準のベンチマークは、(支払い能力の問題から) 地場企業中心の伝統部門の生産性に連動した水準に維持され、そのことが外資依存度の高い高生産性部門のコスト競争力を著しく高める効果をもたらした。Baccaro and Simoni (2007) によれば、この集権的賃金システムの賃金緩和 (wage moderation) 効果が、「ケルトの虎」現象と呼ばれる外資依存型輸出成長の好循環をもたらした (Baccaro and Simoni 2007; Roche 2007; Teague and Donaghey 2009)。だがアイルランドのコーポラティズムの性格は、賃金決定システムにのみ当てはまり、最低限福祉国家として、社会的パートナーシップ合意に分配上の配慮はなかった点は踏まえておく必要がある (Teague and Donaghey 2009)。

16 A. Amsden が韓国の分析で示したように、NIES の輸出成長を低賃金要因に求めるのは、ある種の神話である。賃金水準を相対に高く維持する一方で、それに見合う (あるいはそれ以上の) 生産性の向上を政策的に実現したことが、現在の製造業立国としての基盤形成に貢献したのである。このことは G. Rodan のシンガポール工業化の分析でも示されている。両者の議論の整理については、Yun (2003) を参照。

る。そのことは両者の物価格差と労働時間格差を反映して維持されてきた購買力の水準、生活水準を実質的に切り下げることが強要するものである。実際、ブンデスバンクは、経常収支赤字国は「国内需要と潜在的産出をより緊密に調整する手段を中心に」据えるべきであるが、「供給サイドの改革は対外赤字を減少させるとはかぎらない」、それゆえに「当該経済は国内需要を持続可能な水準に引き戻す以外に選択肢はない」と断じている（Deutsche Bundesbank 2010: 17）。

EUの掲げてきた社会統合の理念と整合的かどうかは別にしても、これは、域内で「底辺への競争」を加速させるに等しい。そしてそれがもたらす効果は、必然、域内依存度の高い「中心」国にも跳ね返る。「周辺」における賃金水準低下にともなう国内内需の縮小の影響は、域内全体を「低水準均衡」へと導く可能性が高いのである。そして、危機を経た景気後退は、EUがそうした方向に向かいつつあることを示している。

V 小 括

以上、本稿では、EU内部の地域的不均衡の是正措置として、単位労働コスト分析に依拠しつつ展開される労働市場改革論の論理と根拠を、その分析手法を中心に検討してきた。それによって明らかになったのは、一見、妥当と思われるその主張も、概念とデータのかなり恣意的な使い方に拠っており、危機に見舞われた諸国の実体とはかなり乖離しているということであった。

労働生産性と労働コストで計られるかぎり、単位労働コストの変化は、労働者の能力とそれに対する報酬とのバランスの問題である。それを、解雇規制の緩和や賃金の下方柔軟性を確保するだけで改善しようというのは、結局のところ、「調整の負担」を労働者の側に一方的に負わせるものでしかない。

では、問題の所在はどこにあるのか。本稿は、地域的資金循環という形で、その一部に触れたが、それは、従来から存在する構造が、ユーロ発足以後の域内マネーの膨張によって量的に拡大していく構図を素描したにすぎない。これに対して、イタリアを除く南欧諸国の経常収支赤字の大部分は財貿易収支で生

じており、アイルランドの対ドイツ経常収支が黒字基調を維持しているのも財貿易収支に由来している。それは、賃金水準や労働生産性、あるいはその合成である単位労働コストには還元できない構造化されたものである。その基底には、現在のグローバルな製造業の構造変化と市場統合を通じて形成・補強されたEU域内の階層的な分業構造が横たわっている。実のところその内実が明らかにならないかぎり、地域的不均衡の原因を理解したことにはならないし、労働市場改革を通じてそれが解消できるのか、という判断も下すことはできない。この論点については、本文中で指摘した課題とともに、稿を改めて論じることにはしたい。

参 考 文 献

- Amable, Bruno (2004) *The Diversity of Modern Capitalism*, Oxford University Press. (山田利夫・原田祐治訳『五つの資本主義—グローバル化時代における社会経済システムの多様性』藤原書店, 2005年)
- Baccaro, Lucio and Marco Simoni (2007) 'Centralized Wage Bargaining and the "Celtic Tiger" Phenomenon,' *Industrial Relations*, Vol.46 No.3.
- Barbieri, Paolo (2009) 'Flexible Employment and Inequality in Europe,' *European Sociological Review*, Vol.25, No.6.
- Barbieri, Paolo and Stefani Scherer (2009) 'Labour Market Flexibilization and Its Consequences in Italy,' *European Sociological Review*, Vol.25, No.6.
- Berton, Fabio, Matteo Richiardi and Stefano Sacchi (2012) *The Political Economy of Work Security and Flexibility: Italy in Comparative Perspective*, Polity Press.
- Chen, Ruo, Gian Maria Milesi-Ferretti and Thierry Tresselt (2012) 'External Imbalances in the Euro Area,' IMF Working Paper, WP/12/236.
- Deutsche Bundesbank (2010) 'On the Problem of Macroeconomic Imbalances in the Euro Area,' *Monthly Report*, No.7.
- Éltető, Andrea (2011) 'The Economic Crisis and Its Management in Spain,' *Eastern Journal of European Studies*, Vol.2, Issue 1.
- European Commission (2009) 'Special Report: Competitiveness Developments within the Euro Area,' *Quarterly Report on the Euro Area*, Vol.8 No.1.
- European Commission (2010a) 'Surveillance of Intra-Euro-Area Competitiveness and Imbalances,' *European Economy*, No.1.
- European Commission (2010b) 'Special Issue: The Impact of the Global Crisis on Competitiveness and Current Account Divergences in the Euro Area,' *Quarterly Report on the Euro Area*, Vol.9 No.1.
- European Commission (2011) *Study on the Cost Competitiveness of European Industry in the Globalisation Era: Empirical Evidence on the Basis of Relative Unit Labour Costs (ULC) at Sectoral Level, Final Report*, Framework Contract Sector Competitiveness.
- Felipe, Jesus and Utsav Kumar (2011) 'Unit Labor Costs in the Eurozone: The Competitiveness Debate Again,' Levy Economics Institute of Bard College Working Paper, No.651.

- Herr, Hansjörg and Gustav A. Horn (2012) 'Wage Policy Today,' ILO Global Labour University Working Paper, No.16.
- Lebrun, Igor and Esther Perez (2011) 'Real Unit Labor Costs Differentials in EMU : How Big, How Benign and How Reversible?' IMF Working Paper, WP/11/109.
- Matsaganis, Manos (2011) 'Social Protection of Non-standard Work in Greece,' DEOS Working Paper (Athens University of Economics and Business), No.1107.
- O'Rian, Sean (2000) 'The Flexible Developmental State : Globalization, Information Technology, and the "Celtic Tiger",' *Politics & Society*, Vol.28 No.2.
- Roche, William K. (2007) 'Social Partnership in Ireland and New Social Pacts,' *Industrial Relations*, Vol.46 No.3.
- Stelios, Gialis (2006) 'Informal Forms of Work and the Fragmentation of Local Labour Markets : The Case of Part-time Work in Greece,' European Regional Science Association (ERSA) Conference Papers, ersa06p807.
- Stockhammer, E. (2004) 'The Rise of European Unemployment : A Synopsis,' Political Economy Research Institut (University of Massachusetts Amherst) Working Paper Series, No.76.
- Stockhammer, E. (2008) 'Wage Flexibility or Wage Coordination? Economic Policy Implications of the Wage-led Demand Regime in the Euro Area,' Political Economy Research Institute (University of Massachusetts at Amherst) Working Paper, No.160.
- Stockhammer, E. (2011) "'Peripheral Europe" Debt and German Wages : The Role of Wage Policy in the Euro Area,' *International Journal of Public Policy*, Vol.7, No.1/2/3.
- Stockhammer, E. (2012) 'Rising Inequality as a Root Cause of the Present Crisis,' Political Economy Research Institute (University of Massachusetts at Amherst) Working Paper, No.282.
- Teague, Paul and Jimmy Donaghey (2009) 'Why Has Irish Social Partnership Survived?' *British Journal of Industrial Relations*, Vol.47 No.1.
- Uxó, Jorge, Jesús Paúl and Eladio Febrero (2010) 'European Economic Policy and the Problem of Current Account Imbalances : the Case of Germany and Spain,' in Jespersen, J. and Mogens Ove Madsen eds., *Keynes's General Theory for Today*, Edward Elgar.
- Van Treeck, Till and Simon Sturn (2012) *Income Inequality as a Cause of the Great Recession? A Survey of Current Debates*, ILO Condition of Work and Employment Series, No.39.
- Yun, C. (2003) 'International Production Networks and the Role of the State : Lessons from East Asian Developmental Experience,' *European Journal of Development Research*, Vol.15 No.1.
- 白井さゆり (2010) 『欧州激震』日本経済新聞社。
- 敦賀貴之・武藤一郎 (2008) 「ニューケインジアン・フィリップス曲線に関する実証研究の動向について」『金融研究』第27巻第2号。
- 尹春志 (2012) 「ヨーロッパ化と(再)商品化：ポランニー的視角からみた欧州統合」, 『西南学院大学経済学論集』第46巻3・4号。
- 吉富 勝 (2003) 『アジア経済の真実』東洋経済新報社。